



約款

第 1 条：本約款の適用

お申し込み者（以下「お客様」とします）は、本約款を承諾の上、日仏舞踊協会・タンリエ（「当協会」とします）に対し、当協会の行う各種サポートサービスの利用を申し込むものとし、この約款から該当する条項が適用されます。

第 2 条：契約の成立

契約の成立とは、お客様からのお申し込み内容を確認後、当協会がお客様に「申込内容確認書」と「サポート料請求書」を E-mail で送付し、当協会が「サポート料請求書」記載の料金を、当該「サポート料請求書」記載の期日までにお客様から受理することをもって成立するものとします。契約が成立するまで、当協会はいかなるサービスにも着手しません。

※ 本約款での「サポートサービス契約」とは、当協会が各種手続きサポートサービスに対する手数料を収受することを約して、お客様に対しサポートサービスを提供することを引き受ける契約をいいます。

第 3 条：サポートサービスの種類

当協会のサポートサービスは、下記とします。

1. 講習会、サマースクール、コンクール等のダンスに関する各種催しの申し込みサポート
2. ダンスに関する情報の提供、各種研修・視察のアレンジサポート
3. 入学試験、入団オーディション、講習会等のダンスに関する各種催しへ参加する際の現地付添い、ならびに通訳サポート
4. 入学試験・入団オーディションの登録・申し込みサポート
5. 入学許可が得られた学校への入学・入寮手続きサポート
6. 催しの主催者、学校、カンパニー、各機関との連絡代行サポート
7. 各種手続きに必要な書類の説明・作成サポート（※）
8. ビザ申請に関するサポート（※）
9. 前各号に付帯するサポート

- ※ 当協会のビザ申請サポートは、ビザ申請の際に関しての一般的な情報の提供、必要書類の説明、記入例の提示、法定翻訳が必要ではない書類の作成を行うものです。ビザ申請には、ご本人にフランス大使館領事部に行っていただく必要があります（未成年の場合は保護者も同伴）、代行は認められておりません。よって、当協会はビザ申請のための動向も行いません。さらに、ビザ発給の可否に関しては、フランス大使館領事部の判断によるものですので、当協会はビザ発給の可否に関しては一切責任を負いません。
- ※ ビザ申請に関するサポートは、主にフランスのビザを対象としますが、仏語圏の国のビザもご相談下さい。
- ※ 法定翻訳が必要な書類は、資格を有する翻訳家・翻訳会社に依頼する必要があります。在日フランス大使館が「フランス大使館指定翻訳会社リスト」を作成していますので、そちらに掲載されている会社に個別で直接お申し込み下さい。当協会は、手数料・紹介料等をいただいで指定翻訳会社にお客様のお申し込みの代行サービスは行っておりません。

第4条：拒否事由

当協会は、お客様が下記事由のいずれかに該当することがあった場合、各種サポートサービスの契約締結をお断りすることがあります。

1. お客様が、当協会の提案する各催し、プログラム、また留学等を実施するのに対し、適した条件を備えていないと当協会が判断した場合、あるいは心身の健康を害し支障をきたす恐れがあると当協会が判断した場合。
2. お客様が未成年者であるとき、親権者（保護者）の同意が得られない場合。
3. お客様が参加を希望する各催し、研修プログラムや、入学を希望する学校・カンパニーが、受入定員になっている場合など、主催者や学校、またカンパニー側の事情で参加・入学・入団が受け入れないと当協会が判断した場合。

第5条：各種手続きの必要書類

1. 各種申込み・登録に必要な書類は、催し、入学試験、オーディションごとに異なりますので当協会よりご案内、ご説明します。
2. 当協会指定の期日までに必ず、指定された書類を指定された方法で当協会のフランスの住所へ提出するものとします。お客様の不手際によって、各機関が指定する書類の提出期日までに書類の送付が間に合わない場合、当協会は一切の責任を負いません。

第6条 サポートサービス手数料

1. サポートサービス料は、お客様がお申込をされる催し、試験、オーディションごとに必要な手続きの内容、ならびに当協会から受けられるサービス内容により異なります。
2. 当協会が特殊なケースと判断し、追加でサポートサービス料が必要となった場合は、追加サポート料金が必要である旨、及び料金を事前にお客様にお知らせします。
3. サービス手数料はいかなる理由があっても返金いたしません。

第7条：お客様の都合による登録手続きの変更

1. サポートの契約締結後に、お客様の都合によりキャンセル、または変更手続きを行うことを当協会に依頼される場合、すみやかに当協会へ願い出る必要があります。
2. 既に、各機関（主催者、学校、カンパニーなど）との手続きが完了したものに対するキャンセルに関しては、当協会に所定のサービス手数料を支払う必要があります。当協会は、当該サービス手数料（1万5千円・税込み）受領後、必要とするキャンセル手続きに着手いたします。
3. お客様が、キャンセルではなく、申し込みが完了した各催し内での内容の変更（例：講習会における選択クラスの追加）を希望され場合、当協会はおお客様の希望を各機関に連絡しますが、その申し出の時期により変更できない場合、各機関の都合で変更できない場合、定員に満たしているため変更できない場合は、当協会は責めを負いません。なお、申し込み内容を変更した場合、各機関から追加請求がなされる場合があります。この追加請求はおお客様の負担となり、当協会がおお客様のかわりに経済的負担をすることはありません。
4. 各機関との手続きをキャンセルする時点で、すでに登録料、学費、講習費など、各機関への支払いが済んでいる場合は、当該料金の返金については、各機関の登録キャンセル規定、およびその判断に従い処理されることとなります。各機関へ支払った金額の一部、または全部が学校から返金されないことがあります。これらについて当協会がおお客様に変わり経済的負担をすることはありません。
5. お客様の都合で、申し込みを完了した催し、入学準備していた学校を変更する場合は、一旦登録した催し、入学予定の学校をキャンセルし、新たに手続きサポートサービスの利用をお申し込みいただくこととなります。

第8条：当協会の契約解除

当協会は次に掲げる場合において、手続きサポートサービス契約を解除できるものとします。

1. お客様が、定められた期日までに当協会ないし、各機関に対し必要な費用、料金の支払いをしないとき。
2. お客様が、定められた期日までに必要書類を提出せず、契約に基づく手続きに支障をきたす

- 恐れがあると当協会が判断したとき。
3. お客様から提出された必要書類に不備がある、あるいは記載内容が事実と異なっていることが判明し、そのことにより契約に基づく手続きに支障がきたす恐れがあると当社が判断したとき。
 4. お客様の所在が不明、もしくは1か月以上にわたり連絡が取れない場合。
 5. 当協会が前項に基づいてサポートサービス契約を解除したときは、当協会は既に受け取ったサポート料は返金せず、またお客様は当社に対し、当社が既にサポートサービス契約の履行として支払った費用等を負担しなければなりません。

第9条：免責事項

1. 当協会は、以下に記載された場合を含む、当協会の責めによらない事由により、締結したサポートサービス契約の全部または一部を履行出来ない自体が発生しても、一切その責任を負いません。
 - 1.1. お客様の希望する催しが、募集定員を満たしていたことで各催しの参加が認められなかった場合。
 - 1.2. 入試・オーディションにおいて、各機関の総合判断で、入学・入団が認められなかった場合。
 - 1.3. 催し開始期日近くになって、参加者予定者の怪我・病気を理由に参加ができなくなった場合。
 - 1.4. お客様の希望する宿泊施設が定員を満たしている場合、その他の制限事由がある場合
 - 1.5. 以下の理由により、期日までに各種手続きが完了しなかった場合
 - ・ 学校側の事由で、必要書類、入学許可が期限までに届かず出発日の変更を余儀なくされた場合。
 - ・ 天災、戦乱、ストライキ、陸海空における不慮の災難、交通事故、郵便事情、政府およびそれに準ずる公共団体の命令など、やむを得ない理由。
 - 1.6. お客様の個人的理由によってビザが発行されなかった場合、また入国拒否をされた場合。
2. お客様は個人の責任において行動するものであり、渡航後の法令・公序良俗などの規則に違反した際、責任や損害賠償はお客様個人の責任となり、当協会はその責を何ら負いません。

第10条：個人情報

当協会は、お客様によりお預かりした個人情報を適切に管理し、次のいずれかに該当する場合は除き、個人情報を第三者に開示いたしません。

- ・ お客様の同意がある場合。

- ・ お客様が希望されるサービスを行うために当協会が業務を委託する業者に対して開示する場合。
- ・ 法令に基づき開示することが必要である場合。

※ ウェブサイトに掲載しておりますプライバシーポリシーをご確認ください

第 1 1 条：損害負担

お客様が、当協会の責によらない事由により何らかの損害を被った際、当協会はその責任を負いません。

第 1 2 条：約款の変更

本約款は、事情により告知なく変更することがあります。

第 1 3 条：協議

本約款に定めのない事項は、お客様と当社が誠意をもって協議し、解決をはかります。

第 1 4 条：発行期日

本約款は、2015 年 1 月以降に申し込まれた契約に適用されます。